

木津川市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について

■ 概要

平成29年10月に育児・介護休業法が改正され、育児休業期間が最長で子が2歳に達するまで延長できることとなりました。

木津川市では、保育認定を希望する者のうち育児休業（継続）の事由での認定の有効期間は、子が1歳に達する年の年度末までとしていましたが、育児・介護休業法改正に伴い、有効期間を子が2歳に達する月の月末までに変更するものです。

■ 有効期間の見直し

改正前	育児休業対象児が <u>満1歳に達する年の年度末まで</u>
改正後	育児休業対象児が <u>満2歳に達する月の月末まで</u>

■ 施行期日

平成31年4月1日

改正

平成28年12月1日規則第29号

木津川市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(就労時間の下限)

第2条 施行規則第1条第1号の市町村が定める時間は、64時間とする。

(認定の申請)

第3条 施行規則第2条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼施設（事業）利用調整申込書（別記様式）とする。

(支給認定の有効期間)

第4条 施行規則第8条第4号ロの市町村が定める期間は、60日とする。

2 施行規則第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、効力発生日から育児休業対象児が満2歳に達する月の月末までとする。

3 施行規則第8条第7号及び第13号の市町村が定める期間は、施行規則第1条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成28年12月1日規則第29号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の別記様式による申請書で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なおこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の木津川市子ども・子育て支援法施行細則第4条第2項の規定による支給認定の有効期間に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。